

山鹿市の微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る対応方針について（改定）

平成25年9月20日

環境部 環境課

平成25年9月20日に熊本県から提示された対応方針の改定に基づき、山鹿市の対応を下記のとおりとする。

1 注意喚起を行う判断の目安

熊本県は早朝時の予測判断については、午前5時、6時、7時の3時間平均値が2局以上で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、及び、現在情報による判断を新たに採用し、日中においても当日の午前1時から各時間帯までの1時間値の平均が1局でも $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、県民に対し注意喚起を行うとしている。本市でも県の注意喚起に準じ、市民に対し周知を行う。

2 公表時間等

熊本県からの注意喚起を受け次第、速やかに市民に対し注意喚起を周知する。本市の注意喚起の周知時間は、午前8時から午後5時までの間とする。

3 注意喚起の周知方法

- ・各課へは光化学スモッグ伝達通報体制（別紙）により情報を周知する。
- ・防災無線等を利用し、市民へ情報を周知する。
- ・山鹿市ホームページで情報を公表する。

4 注意喚起の内容

- ・「熊本県から県北地域のPM_{2.5}の日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える可能性がある」と、注意喚起が発表されたこと。
- ・注意喚起発表時の山鹿市の数値は $○○ \mu\text{g}/\text{m}^3$ であること。
- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすことは有効であること。
- ・外出時はマスクを適切に着用することは有効であること。
- ・外気の屋内への侵入を少なくするために、換気や窓の開閉を必要最小限にすることは有効であること。
- ・引き続き県が公表する1時間毎の速報値に注視すること。

5 注意喚起の解除

- ・翌日午前0時をもって自動解除としていたが、大気環境が改善し地域内の全ての局の1時間値が2時間連続して $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満になった場合、新たに解除情報を提供する。
- ただし、本市においては、午前8時から午後5時までの間において解除情報を提供する。

6 新たな知見が得られた場合の措置

国、県より新たな知見が得られた場合は、速やかに見直しを行うこととする。

7 休日の対応について

熊本県からの注意喚起が行われた場合は、注意喚起の周知を行い、職員が待機する。職員の待機時間については、注意喚起の解除及び基準値の状況により判断する。

8 その他

- ・学校、幼稚園、保育園等をはじめ、全職員に大気環境情報メールの登録をお願いする。